

(意見書案第2号)

交通運輸行政の安全の充実を求める意見書

現代社会における住民の暮らしにとって交通運輸行政が果たす役割は極めて重大となっており、安全な移動は国民の基本的権利の一つであることから、その充実が強く求められている。

しかし、昨年10月、旭川空港付近の上空で着陸しようとした航空機が、管制官の誤誘導により、地表との距離が約220メートルにまで異常接近した。運輸安全委員会はパイロットが回避しなければ20～30秒後に地表に衝突していた可能性があったことを明らかにした。今回、重大事故は回避されたものの、特に広大な地域での広域移動を必要とする道民の間には不安が生じている。

よって、国においては、基本的権利である安全な移動の権利を保障するために、航空、鉄道、船舶、自動車等を対象とする交通運輸行政の安全を充実させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

} 宛